

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会	会議場所	第3委員会室
		担当職員	山末
日 時	令和元年11月22日(金曜日)	開 議	午後 1 時 30 分
		閉 議	午後 2 時 58 分
出席委員	◎富谷 ○並河 長澤 大塚 三宅 小松 平本 西口		
理事者 出席者	【健康福祉部】河原部長 [地域福祉課] 佐々木課長 [健康増進課] 大西課長、中村健康づくり係長		
事務局	山内事務局長、鈴木議事調査係長、山末主査		
傍聴者	市民 0名	報道関係者 1名	議員0名

会 議 の 概 要

1 開 議

2 行政報告

[理事者入室] 健康福祉部

(1) 「亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例」の一部改正について

<健康福祉部長>

(あいさつ)

<地域福祉課長>

(資料に基づき説明)

～ 13 : 37

[質疑]

<小松委員>

災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議する合議制機関について、自然災害による死亡かの判定が困難な場合とはどのような場合か。

<地域福祉課長>

めったに出るものではないと考えている。京都府でも開催した例がない。亀岡市では、これまでに災害弔慰金を支出したことが2回あり、御嶽山で被災されて亡くなられたケースと平成30年7月豪雨で土石流に流されて亡くなられたケースがあった。これらのケースは、その災害で亡くなられたことが明らかであるため、審査委員会を開催する必要がない。東日本大震災や平成30年7月豪雨のような広域にわたる災害では、判定が困難なケースが生じるのではないかと考えている。審査会を迅速に開催することにより、遺族への弔慰金の支給がスムーズにできるようになるものとする。

<並河副委員長>

委員を指名する際は、男女の比率がなるべく等しくなるよう配慮願いたいと考える

がどうか。

<地域福祉課長>

現在、亀岡市においては審議会委員の半数程度を女性委員にするという目標を持っている。この指針に沿っていきたい。

<長澤委員>

審査委員会の設置が必要な事態が発生すれば、市長が委員を指名して設置するということか。

<地域福祉課長>

そのように考えている。

～ 1 3 : 4 1

(2) 亀岡駅北側の路上禁煙禁止区域の指定について (案)

<健康福祉部長>

(概要説明)

<健康増進課長>

(資料に基づき説明)

～ 1 3 : 4 4

[質疑]

<西口委員>

スタジアムの周回道路は禁止区域に含まれないのか。

<健康増進課長>

新たに禁止区域に指定するのは市道に認定されている部分であり、現在のところ、周回道路は市道認定がなされていない。今後、市道に認定されれば、状況等を判断し、禁止区域に指定するのかどうかを検討したい。

<西口委員>

将来的に、市道駅北余部線の J R の線路までの部分も禁止区域に指定する可能性があるのか。

<健康増進課長>

今後、状況等を見る中で検討していきたい。

<小松委員>

J R 4 駅の禁止区域での喫煙防止の効果は。

<健康増進課長>

現在、J R 4 駅とトロッコ亀岡駅周辺の禁止区域については、路上喫煙禁止指導員に巡回指導いただいている。実際に現場で喫煙する人は、1日に1～2件あるかどうかという状況だが、駅から少し離れた場所では吸い殻が若干落ちている状況であり、今後も広報に努めていきたい。

<小松委員>

措置命令、過料の徴収はあったのか。

<健康増進課長>

指導すればその場でたばこの火を消していただけるため、その段階までは至っていない。

<長澤委員>

亀岡市の規制の枠外のことになると思うが、建設が予定されている建物、マンショ

ン、スタジアムの敷地内等での規制については、それぞれの建物の管理者や設置者が規制していくことになるのか。

<健康増進課長>

健康増進法の規定の中で、施設内での喫煙については、来年4月から全て禁止されることとなっている。それに先立ち、今年の7月からは公の施設の建物内での喫煙が禁止された。

<富谷委員長>

路上喫煙禁止区域での指導はほとんどないという答弁があったが、馬堀駅で早朝からボランティアとして活動いただいている人からは、禁止区域であってもへっていないと聞いている。指導員がどれぐらい巡回しているのかはわからないが、へっているという認識は甘いと思う。

[理事者退室]

～13:53

3 亀岡市における環境美化施策について

<富谷委員長>

ポイ捨て禁止条例について、前回の委員会での意見を踏まえ、環境美化条例をベースとして条例の素案を作成した。条例を一読いただき、修正箇所や新たに盛り込む内容について、意見をいただきたい。意見はあるか。

<西口委員>

基本的には素案のとおりでよいと考える。

<三宅委員>

委員会で検討されていたことが全て網羅されていると思う。この内容でよいのではないか。

<長澤委員>

大崎町や志布志市の条例では、対象をポイ捨てに絞って過料を徴収することとしていたが、今回検討している条例は、環境美化条例をベースとしていることから、対象が広くなると思う。条例の形式としてはこれでよいと思うが、過料を徴収することについては慎重に議論すべきではないか。また、第15条の公表と第16条の過料では表現が違っている。そういった違いなどについて、もう少し検討していきたい。

<大塚委員>

第10条「都市計画法（昭和43年法律第100号）に定める市街化区域及び市長が特に認めた区域」とあるが、市街化調整区域は適用されないということか。

<事務局主査>

現在の条文では、基本的に市街化調整区域は含まれないこととなる。

<大塚委員>

農地の周辺でのポイ捨ても含まれないということか。

<平本委員>

第10条では空き地の管理について規定しているのではないか。

<事務局主査>

そうである。第10条では空き地の管理について規定されている。

<大塚委員>

空き家の管理はこの条例に含まれないのか。

<事務局主査>

空き家の管理については、亀岡市空家等対策の推進に関する条例で対応されるもの
と考える。

<三宅委員>

その条例にはごみ屋敷への対策も含まれているのか。含まれていなければ、ごみ屋
敷への対応についても今後考えていく必要があると思う。

<平本委員>

私の知る範囲だが、特定空家に認定されればそれなりの規制がかかるが、それ以外
の空き家への対策について、亀岡市として規定したのが亀岡市空家等対策の推進に
関する条例である。ごみ屋敷が含まれるとすればその条例になるのではないか。

<議事調査係長>

調べなければわからないが、ごみ屋敷が全て空き家であるとは限らない。福祉部門
からのアプローチで対応されることも考えられるため、全てを空家等対策の推進に
関する条例で対応することにはならないと考える。

<三宅委員>

今すぐにはないが、今後の検討課題になってくると思う。

<西口委員>

条例名の検討を行ってはどうか。素案では、「ポイ捨て」という言葉が入っている
ため、素案のままでよいと思う。

<富谷委員長>

条例名についても並行して検討していく。意見はあるか。

<大塚委員>

条例名について、素案のとおりでよいと思う。

<平本委員>

少しでも名称を短くするため、「環境美化を推進する条例」の部分を「環境美化条
例」としてはどうか。

<三宅委員>

条例名は素案のままにしておき、略称を「ポイ捨て条例」とすればよいのではない
か。

<並河副委員長>

条文の検討に戻るが、第13条で定める措置命令を行った事例はあるのか。また、
このような措置命令の規定があるのであれば、過料の規定を設ける必要はないので
ないか。

<事務局主査>

本会議の答弁では、指導・勧告・措置命令・代執行を適用した事例はないとのこと
であった。

<長澤委員>

行為の内容にもよると思うが、命令に従わなかった場合に、代執行・公表・過料の
いずれに該当するのか、場合によっては全て適用されるのかということなど、もう
少し慎重に考えてはどうかと思う。

<小松委員>

第14条の規定は、空き地の所有者等が命ぜられた措置を履行しない場合に対して
代執行を行うものであるため、ポイ捨てが含まれるわけではない。このままでよい
と思う。

<西口委員>

条例名について「ポイ捨て等」の「等」にはどのような意味が含まれているのか。入れなければならないのか。

<事務局主査>

ポイ捨て以外の内容も含まれているため「等」としている。他都市の全ての条例に「等」が含まれているわけではない。

<三宅委員>

大崎町の条例には「等」が含まれており、志布志市の条例には含まれていない。「等」はなくてもよいのではないか。

<平本委員>

私も「等」は不要であると考えている。また、第2条の定義では、第1号が空き缶等、第2号が吸い殻等、第3号がポイ捨てとなっているが、ポイ捨てを第1号に移動させてはどうか。

<富谷委員長>

条例名について、私はシンプルに「亀岡市ポイ捨て禁止条例」とした方が啓発効果があるのではないかと考えている。

<大塚委員>

この条例には、ポイ捨てだけでなく空き地の管理についても含まれているため、ポイ捨てと環境美化を併記する必要があると思う。

<富谷委員長>

近所の空き地で雑草が繁茂して困っている。雑草が繁茂すると必ずポイ捨てをされてしまう。きちんと空き地を管理してもらえればポイ捨てもなくなるため、これは関連することだと思う。そのため、「ポイ捨て禁止条例」としても空き地の管理が含まれるという解釈でよいと思う。

<三宅委員>

環境美化条例の趣旨も残しておくべきではないか。条例名は素案のままにしておき、略称を「ポイ捨て条例」とすればよいのではないか。

<平本委員>

「ポイ捨て禁止及び亀岡市環境美化条例」としてはどうか。

<事務局長>

先ほどの議論に戻るが、「ポイ捨て等」の「等」の部分について、第9条で飼い犬等のふんの放置の禁止について規定されている。そういった内容も含めて「等」という表現が使われているものとする。

<西口委員>

そういった理由であれば、「ポイ捨て等」とすればよいと思う。

<小松委員>

他都市のポイ捨て条例には全て市町村名が入っているが、条例名には必ず市町村名を入れなければならないのか。

<事務局主査>

亀岡市においても多くの条例が「亀岡市」から始まるが、全ての条例が「亀岡市」から始まるわけではない。必ず入れなければならないわけではないと考える。

<富谷委員長>

「ポイ捨て」の後ろに「等」を入れるのかどうかについて、意見をいただきたい。

<西口委員>

ポイ捨て以外の内容も含んでいることから、「ポイ捨て等」とすればよいと考え

る。

<富谷委員長>

「ポイ捨て等」とすることについて、異議はあるか。

(異議なし)

<富谷委員長>

それでは、「ポイ捨て等」とする。条例名後半の「環境美化を推進する条例」の部分についてはどうするか。

<西口委員>

「推進する」の部分については当然のことであるので、「環境美化条例」とすればよいと思う。

<富谷委員長>

「亀岡市」はどこに入れるのか。

<三宅委員>

条例名の最初の部分でよいと考える。

<富谷委員長>

それでは、条例名は「亀岡市ポイ捨て等禁止及び環境美化条例」とする。

<平本委員>

第2条の定義について、ポイ捨ての定義を第1号に移動させることについてはどうか考えるか。

<西口委員>

平本委員の提案のとおりでよいと思う。

<富谷委員長>

それでは、ポイ捨ての定義を第1号に移動させることとしたい。

<小松委員>

第1号の目的について、「市、事業者及び市民等が一体となって」とあるが、「その中に「所有者等」も入れてはどうか。

<富谷委員長>

「所有者等」は「市民等」の中に含まれないのか。

<小松委員>

重複する場合もあると思うが、条文の中には所有者等の責務を規定していることから、目的に入れるべきではないか。

<平本委員>

亀岡市以外に住んでいて、亀岡市に土地を持っている人もいるため、「所有者等」を入れるとよいと思う。

<西口委員>

第1条では意図的に「所有者等」を外しているのか。

<事務局主査>

制定当時の経緯はわかりかねるが、ここに「所有者等」を加えても差し支えはないと考える。

<富谷委員長>

第1条に「所有者等」を加えることについて、異議はあるか。

(異議なし)

<富谷委員長>

それでは、「所有者等」を含めることとして調整を進めたい。

<事務局長>

平本委員から提案のあった第2条の定義について、ポイ捨ての定義を第1号とした場合、ポイ捨ての定義の中に空き缶等や吸い殻等が含まれるため、順番が前後してしまう。そういったことも含めて執行部に確認していきたい。

<富谷委員長>

第18条について、「かめおか環境デー」の名称や、「かめおか環境デー」を5月30日とすることについて、意見をいただきたい。

<西口委員>

「かめおか環境デー」という名称はわかりやすくよいと思う。5月30日にすることについては、他の事業等を確認する中で決定していけばよいと思う。

<三宅委員>

語呂がよいので5月30日でよいと思う。

<富谷委員長>

他自治体では、「まちピカ」という名称を使っている都市もあり、非常によいと感じた。若い世代の人に参加してもらえるような新しい発想があってもよいと思う。

<平本委員>

ネーミングや5月30日にするについて、異論はない。

<富谷委員長>

それでは、素案のとおり「かめおか環境デー」として、「かめおか環境デー」の日は5月30日とすることとしたい。

<西口委員>

その他に議論すべきところはあるか。

<事務局主査>

現在のところは特にない。今後、12月議会の議案審査終了後に執行部との意見交換を予定している。意見交換では、本日の意見を踏まえて再度作成した素案に基づいて意見交換を行っていただく予定である。

<富谷委員長>

他に意見はあるか。

<長澤委員>

指導又は勧告から代執行につながるのは、どのような行為が対象になるのかということや、公表と過料が同時に適用されることがあり得るのかについて確認いただきたい。また、レジ袋の条例の方でも議論になっているが、過料よりも公表の方が軽いという理解でよいかなど、公表と過料についてはもう少し吟味していきたい。

<三宅委員>

路上喫煙と一緒に、指導の段階で引き下がり、次のステップにまで至る確率はかなり少ないと思う。実際には抑止力となることが目的なので、このままでよいのではないか。

<西口委員>

視察先でも、過料はとても効果があるとのことであった。抑止力になることが目的なので、素案のままでよいのではないか。

<並河副委員長>

過料が抑止力になることはよくわかるが、最も重いのは公表だと思う。どのように公表するのかわからないが、これで十分な罰則になるのではないか。市民感情もいろいろとあるため、過料を徴収する現在の条文では賛同しづらい。

<三宅委員>

公表については、公報に載るのだと思う。公報をどれだけの人が見ているのかわ

からないが、大半の人は見ていないと思う。また、それまでに至ることもほとんどないと思う。条例の中で謳っていたからといって、不利益を被る人は少ないと考えている。

<小松委員>

素案では、指導又は勧告や措置命令に従わない場合は公表や過料の徴収がなされることとなるが、大崎町や志布志市の条例と同じく過料だけでよいのではないか。これまでは過料がなかったために公表の規定があったのだと思うが、過料を規定するのであれば、公表はいらぬのではないか。

<富谷委員長>

環境美化条例に公表の規定があるからといって、新たな条例にも必ず公表を規定しなければならないのか。

<事務局長>

確認する。公表については、必ず公表を行うのではなく、公表することができる旨が規定されている。

<富谷委員長>

今後検討していきたい。他に意見はあるか。

<平本委員>

並河副委員長の意見に対してだが、公表や過料は、指導又は勧告を行うことを前提としており、善良な市民は対象にしていないと考えている。してはいけないことをしている人に対して指導や勧告を行い、なおかつそれに従わない場合は命令を行い、命令にも従わない場合は公表や過料の徴収を行うということなので、善良な市民であれば理解をいただけるのではないかと思う。執行部との調整が必要だが、「過料又は公表」とすることも1つの方法だと思う。それについては、今後検討していけばよいと思う。

<西口委員>

ルールを守らない場合に指導を受けることは当然である。決められた場所に捨てればよいだけの話である。段階を経て過料の徴収を行うという流れなので、このままでよいと考える。

<並河副委員長>

この条例の目的は、公表や過料の徴収ではなく、市民のモラルを高めていくことであると思う。

<大塚委員>

難しいのは空き地の管理である。小さい空き地であればよいかもしれないが、大きな空き地の場合、例えば下矢田町にある亀岡市立幼稚園跡地では、雑草が繁茂して地域の人から草を刈ってほしいという話があっても、亀岡市は年に1回しか草を刈らないという現実がある。川の法面にも雑草がふえ、そこにごみが捨てられている。もう少し中身を練っていく必要があるのではないかと思う。

<三宅委員>

今の話は基本的な話であり、モラルの問題なので、もっと啓発をしていかなければならないと考えている。現在検討している課題とは違うが、今後、全体の中で検討していかなければならないと思う。

<長澤委員>

第2条でポイ捨てについて定義されているが、本文にはポイ捨てという言葉が出てこない。せっきく定義しているので、第7条に入れてはどうかと思う。また、公表や過料について、どういったものが過料の対象になり、どういったものが公表の対

象となるのかということも検討していきたい。

<富谷委員長>

今回は、執行部と意見交換を行い、再度条文を検討していきたい。

4 その他

<富谷委員長>

次回の委員会は12月17日（火）午前10時00分から議案審査を行う。

散会 ～14:58